

大和更生園 短期入所 利用料金表

利用料金、及び利用者負担額は次の通りです。

① 日中サービスを利用しない日に短期入所を利用した場合

	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
利用料	9,030円	7,670円	6,340円	5,700円	4,980円
利用者負担額	903円	767円	634円	570円	498円

② 日中サービスを利用した日に短期入所を利用した場合

	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
利用料	5,890円	5,160円	3,110円	2,350円	1,690円
利用者負担額	589円	516円	311円	235円	169円

③ 利用者が障がい児であって、通所支援を利用しない日に短期入所を利用した場合

	区分3	区分2	区分1
利用料	7,670円	6,020円	4,980円
利用者負担額	767円	602円	498円

④ 利用者が障がい児であって、通所支援を利用した日に短期入所を利用した場合

	区分3	区分2	区分1
利用料	5,160円	2,730円	1,690円
利用者負担額	516円	273円	169円

<提供するサービスの料金とその利用者負担額について>

提供するサービスについては、厚生労働省の告示の単価による利用料となります。

利用者負担は現在、1割の定率負担と所得に応じた負担上限月額の設定となっています。

定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

※ 障がい福祉サービスの定率負担は、所得に応じて負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません

負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。

【加算項目】

① 事業所の体制により、下表のとおり料金が加算されます。

加算項目	利用料	利用者負担額	内 容
栄養士配置加算	220円	左記の1割	管理栄養士又は栄養士を1名以上配置しており、利用者の食事管理を適切に行っている場合、利用1日につき加算されます。
常勤看護職員等配置加算	100円	左記の1割	看護職員を常勤換算で1以上配置している場合、利用1日につき加算されます。
地域生活支援拠点等加算	1,000円	左記の1割	地域生活支援拠点等として短期入所を行った場合に、利用を開始した日の1日につき加算されます。
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	8.6%	所定単位の8.6%加算	加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、「キャリアパス要件」の全て及び「職場環境等要件」を満たす場合
福祉・介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ）	2.1%	所定単位の2.1%加算	労働環境の整備のより一層の促進、職員の資質向上やキャリアアップの仕組みの構築等の要件を満たす場合

② 事業所がとった対応の内容により、下表のとおり料金が加算されます。

加算項目	利用料	利用者負担額	内 容
短期利用加算	300円	左記の1割	サービス利用の初期段階（開始から30日間）において、利用1日につき加算されます。
重度障害者支援加算	500円	左記の1割	特定の基準を満たす利用者に対してサービスを提供した場合、利用1日につき加算されます。
食事提供体制加算	480円	左記の1割	支給決定のある利用者に事業所が食事を提供した場合、利用1日につき加算されます。
緊急短期入所受入加算	1,800円	左記の1割	緊急の利用者を受け入れた場合に、当該緊急利用者に対して利用1日につき加算されます。
送迎加算	1,860円/回	左記の1割	事業所が利用者に対し送迎を行った場合、片道につき加算されます。

【その他の費用】

内 容	料 金
食事の提供に要する費用（1日680円）	朝食200円、昼食230円、夕食250円
光熱水費	530円/日